

事務事業評価シート(事後評価)

資料6-1

事業コード 5-3-2	事務事業名 地域活動支援センター(身体)サービス助成事業	所管部課 健康福祉部 障害福祉課
----------------	---------------------------------	---------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第4号に規定する事業として、保谷障害者センター内の地域活動支援センターにおいて、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援(以下、「センターサービス」という。)を、対象となる障害者に行うに当たって当該障害者の負担となる費用の一部を市が助成することにより、利用者の負担軽減を図る。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
事業内容・実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する		
【事業内容・実施方法等】西東京市地域活動支援センター利用助成事業として、機能訓練(理学療法等)、創作的活動、各種相談、入浴サービス、送迎サービス等を行っており、サービスを受けた時に利用時間と区分に応じて90/100を乗じて得た額を助成している。(生活保護・非課税世帯は負担なし。)対象者は、障害者手帳をお持ちの方で、おおむね18歳以上65歳未満の方となっている。利用方法は、サービス利用前に利用申請を行い、支援の日数・負担額についての決定を受けたのちに、市と利用契約を締結し、利用する。		
【補助】国及び東京都から、地域活動支援事業費補助金として、作業療法士、理学療法士等の人件費が補助されている。(予算事業名03.01.02.17(4) 地域生活支援事業、03.01.09.02 保谷障害者福祉センター運営管理費)		
事業開始時期	平成18年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
事業費(A)		127,697	132,982	116,786	119,027
財源内訳	千円				
国庫支出金・都支出金		11,567	10,031	12,803	12,803
地方債					
その他 (利用者負担金等)		663	648	718	816
一般財源		115,467	122,303	103,265	105,408
所要人員(B)	人	0.49	0.49	0.49	0.49
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	3,889	4,023	3,889	4,023
臨時職員賃金等(C')	千円	192	192	192	192
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	131,778	137,197	120,867	123,242
単位当たりコスト					
(E)=(D)/ (利用者数)	千円	1,331	1,386	1,272	

活動等指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
①利用契約者数	実績値 人	99	99	95	
②相談支援人数(延べ)	実績値 人	1,064	1,146	1,325	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 ①は、毎年度末における契約決定者数 ②は、センター実施している相談支援事業の年間人数(延べ) (最も多い事業)					
成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
一次 サービス利用人数(延べ)	目標値				
	実績値 人	6,285	6,975	6,662	
二次	目標値				
	実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》 センターにおける機能訓練(理学療法等)、創作的活動、入浴サービスの利用者人数(延べ) ※(H27参考)利用内訳については、4時間以下(0.5日)2,145人、4時間以上6時間以下(0.75日)4,513人、6時間超(1日)4人の合算					

市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	利用者からは、利用日数等の拡充についての要望がある。
都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 類似施設である身体障害者センターB型を含めると、26市中24市が実施しており、ほぼ同様のサービス水準であるため中位と考える。
代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 代替・類似サービスはない。

【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A 事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	本事業は、障害者総合支援法に規定する事業として実施しており、引き続き実施する必要があると考えている。 地域活動支援センターでは、創作的活動等の機会の提供や社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行う施設として、日常生活に関する介助(排せつ等)、機能訓練(理学療法等)、創作活動等(陶芸等)、入浴・送迎・昼食サービス、相談支援事業などを行っており、身体障害者の他に高次脳機能障害者の受け入れも行っている。 また、介護保険制度における「みなし2号被保険者」の受け皿にもなっており、利用に対しては一定程度の日数制限をとっている。そのため、利用者ニーズに十分に答えられていない状況が生じていることから、今後、改善に向けた検討が必要と考えている。
	3	<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施	
	3	<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
B 直接のサービスの相手方	1	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	2	<input type="checkbox"/> 休止	
C 市民ニーズの把握	2	<input type="checkbox"/> 廃止	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A 事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つであり、利用時間などのサービス水準は、他団体と比較しても標準的となっている。平成27年度から運営委託先をNPO法人に変更したことで、運営費の圧縮など事業効率の改善が見られる点は評価する。 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援を行う施設としての役割は大きい。同時に、高次脳機能障害者、介護保険のみなし2号被保険者への支援の受け皿ともなっていることから、利用者のニーズに十分に答えられていない現状も見受けられる。 今後は、公共施設の適正配置・有効活用の観点を踏まえ、地域活動支援センターのあり方やサービス内容及び提供体制について検討していく必要がある。 なお、利用者負担については、地域生活支援事業に基づく支援メニューの多くが1割負担を原則としているが、軽減措置における世帯の課税状況の取扱いなどに違いが見られるため検証が必要である。あわせて、精神及び知的障害者を対象とした地域活動支援センターにおける利用者負担との均衡を図ることも必要である。
	3	<input type="checkbox"/> 継続実施	
	2	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し	
B 直接のサービスの相手方	1	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	2	<input type="checkbox"/> 休止	
C 市民ニーズの把握	2	<input type="checkbox"/> 廃止	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	本事業については、運営委託先をNPO法人に変更するなど、運営費の圧縮や運営効率の改善に向けて取り組まれていることについては評価できる。 しかしながら、二次評価にもあるとおり、利用者のニーズに十分に答えられていない現状も見受けられる。そのため、公共施設等総合管理計画における将来的な見直しの方向性も踏まえ、センターのあり方やサービス内容及び、提供体制等について検討し、必要に応じた改善を図られたい。併せて、利用者負担についても検証されたい。

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	◇平成29年度 ①受入体制の見直し(拡充)等を検討する。 ②利用者負担金について、他自治体の調査・検証を行う。 ◇平成30年度 調査結果を踏まえた対応を行う。
---------------	---

事務事業評価シート(事後評価)

資料6-2

事業コード 5-3-3	事務事業名 生活サポート助成事業	所管部課 健康福祉部 障害福祉課
----------------	---------------------	---------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による介護給付費の支給決定対象者以外の者で、日常生活に関する支援を行わなければ障害者及び障害児の生活に支障を来すおそれのあるものに対し、日常生活に関する支援及び家事に対する必要な支援に要する費用の一部を市が助成し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等/補助の概要、補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する	
【事業内容・実施方法等】対象者は、障害者手帳保持者又は就学児以上の障害児で介護給付の支給対象者以外のもので、市に申請して支援の種類・時間数・負担額の決定を受けたのち、登録している事業者(7事業者)の中から任意の事業者を利用する。サービス利用時は、指定された日時にヘルパーが訪問し、利用者の見守りを含む介護(生活支援)又は家事に対する必要な支援(家事援助)を行う。利用者負担額は、基準の単価(800円)に、利用した時間数(30分単位)を乗じた額の1割となっている(生活保護・非課税世帯は負担なし。)。利用時間数の上限は、移動支援事業と合わせて32時間(児童16時間)としている。		
【補助】平成25年度までは国及び東京都から地域活動支援事業費補助金として補助があったが、現在は対象となっていない。(予算事業名:03.01.02.17(7) 生活サポート事業)		
事業開始時期	平成18年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
事業費(A)		1,759	1,760	1,971	2,191
国庫支出金・都支出金		1,368	0	0	0
財源内訳	千円				
地方債					
その他 ()					
一般財源		391	1,760	1,971	2,191
所要人員(B)	人	0.17	0.17	0.17	0.17
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	1,349	1,396	1,349	1,396
臨時職員賃金等(C')	千円	192	192	192	192
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	3,300	3,348	3,512	3,779
単位当たりコスト					
(E)=(D)/ (利用者数)	千円	174	176	176	

活動等指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
① 利用人数	実績値 人	19	19	20	
② 新規利用人数	実績値 人	8	12	13	
《指標の説明・数値変化の理由 など》					
成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
一次 利用延べ時間数	目標値 時間	1,830	1,830	1,584	1,368
	実績値 時間	1,112	1,125	1,277	
二次	目標値				
	実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》					
目標値については、当初予算計上時における積算時間数としている。					
利用人数について、年度間に大きな変化はない。					

市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	窓口・電話等での市民・利用者からの意見では、「家族の一時的な外出などにおいて他の制度での対応ができず、支援制度としてはとても助かる。」等の声がある。
都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 本制度を実施している自治体は少なく、多摩26市中、6市となっている。助成額については、原則1割負担としている市が4市で、中位。本事業を実施していない市では、介護給付として支給している市や本事業と類似した事業を独自に実施している市がある。
代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 代替・類似サービスはない。

【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	事業の必要性	3	
	事業主体の妥当性	2	
B	直接のサービスの相手方	1	本事業は、介護給付・訓練等給付制度の狭間にある障害者を救済する制度であり、引き続き実施する必要があると考えている。 現在、本事業で支給決定を受けている利用者は、日常生活において家族による介護等が十分期待できることから介護給付等を支給する対象とはなっていない。また、見守り(生活支援)については、介護給付にないメニューであり、介護給付の支給要件には該当しないものの支援が必要な障害者の支えとなっている。 例えば、就労や家族の用件(保育所等への送迎)等により平時に介護を行っている家族が一時的に不在となる場合で利用者が1人で過ごすことが困難なときは、本事業を利用して生活支援・家事援助を受けることで利用者及び家族の生活の安定に繋がっている。 また、介護給付の対象となる場合においても、サービスが支給されるまでに専門家で構成された審査会を経て障害支援区分の認定をするなど、手続に一定期間を要することから緊急にサービスが必要な場合は本事業が介護給付の決定までの繋ぎとして効果的に機能している。
	事業内容等の適切さ	1	
	受益者負担の適切さ	2	
C	市民ニーズの把握	2	<input type="checkbox"/> 廃止

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	事業の必要性	3	
	事業主体の妥当性	2	
B	直接のサービスの相手方	1	本事業は、介護給付・訓練等給付制度の狭間にある障害者を救済する制度であり、緊急時の対応や介護者の一時不在など見守りや家事援助などのニーズは高く、事業の必要性はあると考える。 サービスの利用に当たっては、一定程度の利用者負担が必要なことから基準単価の考え方や利用者負担の考え方を整理し、所得階層区分に応じた受益者負担について検討するなど、適切な対応を図りたい。 また、事業見直しの際には、地域活動支援事業の一つとして実施している移動支援利用等、心身障害者の外出支援サービス全体のあり方も踏まえて一体的に検証されたい。
	事業内容等の適切さ	1	
	受益者負担の適切さ	2	
C	市民ニーズの把握	2	<input type="checkbox"/> 廃止

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	介護給付・訓練等給付制度では対象とならない障害者を救済する制度として、事業の必要性はあると考える。 一方で、二次評価にもあるとおり、利用者負担については、サービスの利用における基準額の考え方や、所得階層区分に応じた受益者負担について検討するなど、適切な対応を図る必要がある。 また、事業見直しに当たっては、他の地域生活支援事業や障害者総合支援法における居宅サービスとの関係性も踏まえ、一体的に検証されたい。

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	◇平成29年度 他自治体へ調査を行う。 ◇平成30年度 障害者総合支援法の平成30年度改正の状況を踏まえ、利用者負担の見直しについて検討する。 ◇平成31年度 検討結果を踏まえた対応を行う。
---------------	--